別表

四国エリア

株式会社エフエネ

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）及び回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。尚、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。但し、基本プラン A のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。尚、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項又は第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。尚、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 電力調達調整費の適用

各契約種別における料金につき、燃料費調整額と調達調整費の加減からなる電力調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「3. 燃料費調整」及び「4. 調達調整費」の定めに従うものといたします。

3. 燃料費調整

四国電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客様の使用電

力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。

4. 調達調整費

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 13 時から 22 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」といいます。）に応じて、以下に定める調達調整費の還元又は追加請求を行うものといたします。 但し、以下(3)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の 適用を行わないものとします。

(1) 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月の調達単価が 5 円 70 銭(税抜)を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費（還元）を差し引くものといたします。

ロ 追加請求基準値

当月の調達単価が 15 円 00 銭(税抜)を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。

ハ 還元基準値及び追加請求基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、還元基準値及び追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 調達調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。尚、調達調整費の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	（還元基準値－調達単価）×使用電力量（kWh）×100%
調達調整費(追加請求)	（調達単価－追加請求基準値）×使用電力量（kWh）×100%

※N 月の検針日から N＋1 月の検針日の前日までの期間（以下、「N 月度検針期間」といいます。）において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達単価
1 日～31 日まで	N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した調達単価

5. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。但し、協定の対象となる期間又は過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流又は契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流又は契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ　前月又は前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月又は前年同月の使用電力量}}{\text{前月又は前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ　前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。尚、この場合の計量器の取付けは、本約款第 40 条に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100 パーセント＋（±誤差率）}}$$

尚、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ　お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ　エフエネが発見して測定したときは、発見の日の属する月

6. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ　基本料金を日割りする場合

$$\text{1 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{31 日}}$$

ロ　基本プラン A 及び基本プラン B の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

（基本プラン A）

$$\text{第 1 段階料金適用電力量＝109 キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{31 日}}$$

（基本プラン B）

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}}$$

尚、第 1 段階料金適用電力量とは、基本プラン A の 11 キロワット時をこえ 120 キロワット時まで、及び基本プラン B の最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}}$$

尚、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された第 1 段階料金適用電力量及び第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点第 1 位で四捨五入いたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ)　本約款第 19 条(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　本約款第 19 条(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量又は契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。但し、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(ｲ)　本約款第 19 条(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　本約款第 19 条(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量又は契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。但し、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2)　電気の供給を開始し、又は需給契約が終了した場合の(1)イ及びロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合　開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が終了した場合　終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3)　供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、

電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

7. 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合又は当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

8. 契約種別

(1) 基本プラン A

イ　適 用 範 囲

電灯又は小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大容量（以下、「最大需要容量といいます。」が 6 キロボルトアンペア未満であること

(ﾛ) 1 需要場所において動力低圧もしくは動力低圧セットプランとあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ　供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。但し、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　最 大 需 要 容 量

(ｲ) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

(ﾛ) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。但し、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(2) 基本プラン B

イ　適 用 範 囲

電灯又は小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

(ﾛ) 1 需要場所において動力低圧もしくは動力低圧セットプランとあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ　供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。但し、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(ｲ) 契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとします。但し、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。

(ﾛ) 一般送配電事業者から提供される託送データ上の送電サービス電力値が電気供給契約上の契約容量より大きい場合は、超過となった月の翌月から、契約容量が託送データ上の送電サービス電力値に変更となります。

また、負荷設備の減設を伴わない限り、最大容量値となった月から 12 ヶ月以内、又は、新規契約後 12 ヶ月以内は、契約容量を下げることはできないものといたします。

(3) 動力低圧

イ 適 用 範 囲

動力を使用する需要で 次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において基本プラン B もしくは基本プラン C とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）又は、契約容量(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

(ﾊ) 「オフィスでんき 119（エフエネ供給)」切替え前の電力会社において、直近 7 月、8 月、9 月、1 月、2 月の内、いずれかの月間電力使用量が当社基準上限値以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。但し、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります

ハ 契約電力

(ｲ) 契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めるものといたします。但し、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものといたします。

(ﾛ) 一般送配電事業者から提供される託送データ上の送電サービス電力値が電気供給契約上の契約電力より大きい場合は、超過となった月の翌月から契約電力が託送データ上の送電サービス電力値に変更となります。

また、負荷設備の減設を伴わない限り、最大電力値となった月から 12 ヶ月以内、又は、新規契約後 12 ヶ月以内は、契約電力を変更することはできないものといたします。

ニ　力率割引

電灯又は小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力により加重平均して得た値が、85%を上回る場合は基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は基本料金を 5%割増しいたします。

ホ　その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用することはできません。

電子ブレーカーを設置されている場合、契約対象外となります。

また契約期間中に電子ブレーカーを設置された場合も、契約対象外となります。

(4) 動力低圧セットプラン

イ　適 用 範 囲

動力を使用する需要で 次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において基本プラン A もしくは基本プラン B とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）又は、契約容量(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

(ﾊ) 「オフィスでんき 119（エフエネ供給)」切替え前の電力会社において、直近 7 月、8 月、9 月、1 月、2 月の内、いずれかの月間電力使用量が当社基準上限値以下であること。

ロ　供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。但し、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電力

(イ) 契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めるものといたします。但し、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものといたします。

(ウ) 一般送配電事業者から提供される託送データ上の送電サービス電力値が電気供給契約上の契約電力より大きい場合は、超過となった月の翌月から契約電力が託送データ上の送電サービス電力値に変更となります。

また、負荷設備の減設を伴わない限り、最大電力値となった月から 12 ヶ月以内、又は、新規契約後 12 ヶ月以内は、契約電力を変更することはできないものといたします。

ニ　力率割引

電灯又は小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力により加重平均して得

た値が、85%を上回る場合は基本料金を 5%割引し、85%を下回る場合は基本料金を5%割増しいたします。

ホ　加入条件

動力低圧セットプランは、基本プラン A もしくは基本プラン B と同時加入のみ受け付けるものといたします。

なお、動力シミュレーターにて動力低圧セットプラン申込を承諾されたお客さまのみ受け付けるものといたします。

ヘ　その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用することはできません。

電子ブレーカーを設置されている場合、契約対象外となります。

また契約期間中に電子ブレーカーを設置された場合も、契約対象外となります。

動力低圧セットプランは、従量電灯契約と動力低圧契約のセットプランの為、基本プラン解約時には、動力低圧セットプランも同時解約となります。

9. 基本プランＡ 料金表

(1)　最低料金　（税込）

1 契約につき（最初の 11 キロワット時まで）	411 円 40 銭

(2)　電力量料金　（税込）

11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 37 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 99 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 97 銭

10. 基本プランＢ 料金表

(1)　基本料金　（税込）

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭

(2)　電力量料金　（税込）

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 97 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 50 銭

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 14 銭

※算定期間内における電力使用量が 0 キロワット時だった場合は(1)基本料金の半額の金額が発生いたします。

11. 動力低圧 料金表

(1) 基本料金 （税込）

契約電力 1 キロワットにつき	1,060 円 67 銭

(2) 電力量料金 （税込）

夏季　1 キロワット時につき	15 円 80 銭
その他季　1 キロワット時につき	14 円 36 銭

※算定期間内における電力使用量が 0 キロワット時だった場合は(1)基本料金の半額の金額が発生いたします。

12. 動力低圧セットプラン 料金表

(1) 基本料金 （税込）

契約電力 1 キロワットにつき	1,060 円 67 銭

(2) 電力量料金 （税込）

夏季　1 キロワット時につき	15 円 80 銭
その他季　1 キロワット時につき	14 円 36 銭

※算定期間内における電力使用量が 0 キロワット時だった場合は(1)基本料金の半額の金額が発生いたします。

13.その他料金

(1) 明細発行手数料

お客様が電気料金（月額）及び電気ご使用量の明細を郵送によるお知らせを希望された場合、明細発行手数料として 165 円（税込）を要します。

(2) 契約事務手数料

契約事務手数料として 3,850 円（税込）を要します。

※同時申込による複数契約の場合は、2 件目以降の契約事務手数料は免除されます。